

郡山市番号案内表示モニター広報事業広告放映基準

平成24年3月8日制定

令和4年7月20日一部改正

[市民部市民課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定）第6条に基づき、郡山市広告掲載基準で定めるもののほか、郡山市番号案内表示モニター広報事業における広告放映の可否の基準を定めるものとする。

(放映順位)

第2条 広告は、市内に本社、支社、営業所等を有するものを優先し、放映するものとする。

(広告の修正、削除等)

第3条 市長は、広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を放映することができる認められる場合は、広告を放映する者に修正、削除等を求めることができる。

附 則

この基準は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月20日から施行する。